



# ご存じですか？ 国民健康保険の 退職者医療制度

お医者さんにかかるときの  
医療費自己負担割合 (表1)

区分		外来	入院
退職者 医療制度	本人	2割	2割
	被扶養者	3割	2割
一般の国保		3割	3割

**○退職者医療制度とは**  
どのような制度か  
長い間勤めた会社や役所などを退職して、次の三つの条件にあてはまる人およびその扶養家族は、退職者医療制度による医療を受けることができます。

**○制度の該当者**  
(1) 国保に加入している人  
(2) 老人保健法の適用を受けていない人  
(3) 表2の1～8の年金制度から、老齢(退職)年金の支給を受けている人と通算老齢(退職)年金の支給を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が二十年

対象となる年金制度 (表2)

- 1 厚生年金保険
- 2 船員保険
- 3 恩給
- 4 国家公務員等共済組合
- 5 地方公務員等共済組合
- 6 私立学校教職員共済組合
- 7 農林漁業団体職員共済組合
- 8 旧令による共済組合の特別措置

**○届け出は役場へ**  
退職者医療制度に該当すると思われる方は、年金証書、保険証、印鑑を持って、町民生活課に届け出をしてください。



# 町の保健・福祉サービス

～ サービスを受けたい時は在宅介護支援センターにご相談を～

**ホームヘルプサービス**  
病気や障害のため、日常生活に支障のある方にホームヘルパーを派遣して、身の回りのお世話をします。

サービスの内容は、食事のお世話、通院介助、掃除や洗濯、入浴介助、買い物、相談、助言等です。料金は、前年度所得額に応じて、一時間あたりの費用額が決められていますので、お問い合わせください。(土・日曜、祝祭日、年末年始、夜間は除きます)

**デイサービス**  
身体の病弱なお年寄りや寝たきりの方を、デイサービスセンターで日中お預かりします。

サービスの内容は、送迎をはじめ入浴、食事サービスや、日常動作訓練等を行ないます。料金は、一日当たり、食事四〇〇円、入浴六五〇円で、合計一、〇五〇円となっています。(土・日曜、祝祭日、年末年始、夜間は除きます)

**日常生活用具の貸与・給付**  
在宅療養生活の便宜を図るために、日常生活用具の貸与・給付を行なっています。  
対象用具は、次の通りです。  
・介護用ベット・マットレス



**紙おむつ支給**  
常時おむつを使用して、在宅で生活しているお年寄り(寝たきり老人、痴呆性老人等)に紙おむつを支給します。  
一か月の支給枚数は、パンツ形式で三〇枚、オシメ形式で一〇〇枚となっています。

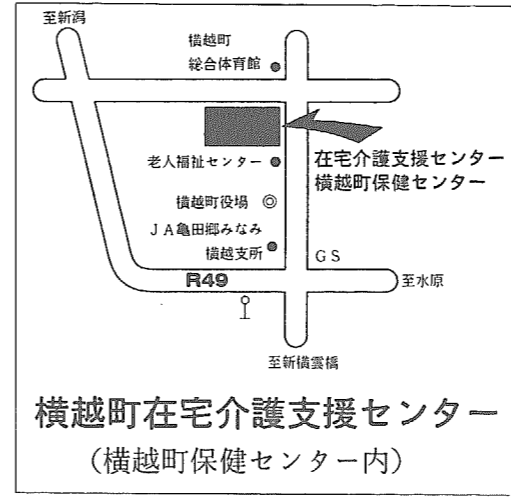
**寝具乾燥消毒サービス**  
在宅でお年寄りの方の使用している寝具の乾燥消毒サービスを行ないます。  
サービスの内容は、月一回で無料です。

**ショートステイ (短期入所)**  
介護されているご家庭が病気が都合で、一時的に自宅での介護が困難になった場合、特別養護老人ホームでお預かり致します。

利用できる施設は、特別養護老人ホームの愛松園(村松町)、東蒲の里(津川町)、菅名の里(五泉市)、かんばらの里(新津市)、向陽の里(亀田町)などです。

一日あたりの利用料は二、一九〇円で、利用を希望される場合は、事前に町民生活課で利用券の申請が必要です。

**機能訓練事業**  
脳卒中後遺症やその他の疾病で障害のある方は、どなたでも参加できます。  
内容は、言語訓練、リハビリ体操、料理づくり、作品づくり、レクリエーション、野外活動、談話会等です。  
保健センターで月一～二回開催しています。  
送迎もあります。



**在宅介護支援センター**  
24時間体制で相談を受け付けます。

○相談受付  
・月曜日～金曜日 午前八時～午後五時一五分  
在宅介護支援センター ☎38515045 (直通)、38512111 (内線1883)  
通常の相談は、右記の時間で受け付けます。

○緊急・夜間・休日の受付  
老人保健施設「マチュアハウス横越」に委託しております。  
☎02506115  
050

## 老人医療などの一部負担金が改正

四月一日から老人医療費のほか、公的助成のある医療費の一部負担金が改正されました。  
対象は老人医療、県単(県老・県障・県親・県乳)、町単(幼児・妊産婦)の受給者です。

改正前一、〇〇〇円  
改正後一、一〇〇円

## 奨学金貸与事業 借入申込受付中

**▼対象者の条件**  
・今春入学または在学中の大学生及び短大生  
・町内に一年以上居住している者(修学のため住所を変更した者も可)

**▼経済的理由で修学が困難な者**  
・他の奨学金(日本育英資金、県奨学金)を受けていない者

**▼貸付額**  
・私立大学は月額三万円  
・国公立大学は月額二万五千円  
・短期大学は月額二万円

**▼貸付期間**  
・在学する学校の最短期修学年限  
・貸付利息 無利子

**▼返済期間**  
・大学は貸付終了後据置期間六ヵ月、返済期間は五年以内  
・短期大学は貸付終了後据置期間六ヵ月、返済期間は五年以内

**▼申し込み期限**  
・五月十五日(金)  
・問い合わせ・申し込み 総合体育館内町教育委員会教育課 ☎三八五―四四七七

